

1 み財財第146号
令和元年10月28日

各部課等の長様

みやま市長 松嶋 盛人
(総務部 財政課)

令和2年度みやま市予算編成について

令和2年度の予算編成の方針を次のとおり定めましたので、みやま市財務規則第9条の規定により通知します。この方針に従い的確に予算の見積りをしてください。

第1 令和2年度みやま市予算編成方針

1 国の予算編成

我が国の経済について、令和元年9月の月例経済報告によると「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、中国経済の先行き、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある」とされています。また、4月から6月期国内総生産（GDP）は、国内需要（内需）及び民間企業設備ともに弱含みとなっており、物価変動を除いた実質で前年度比0.3%増（年率換算+1.3%）となっております。

こうしたなかで、国は「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとし、特に義務的経費については、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、抜本的な見直しを行い、歳出の抑制を図ることとしております。一方、昨年同様新しい日本のための優先課題推進枠を設けるとともに、消費税率引上げの需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように歳出改革の取組みとは別途、適切な規模の「臨時・特別措置」を講ずることとしております。

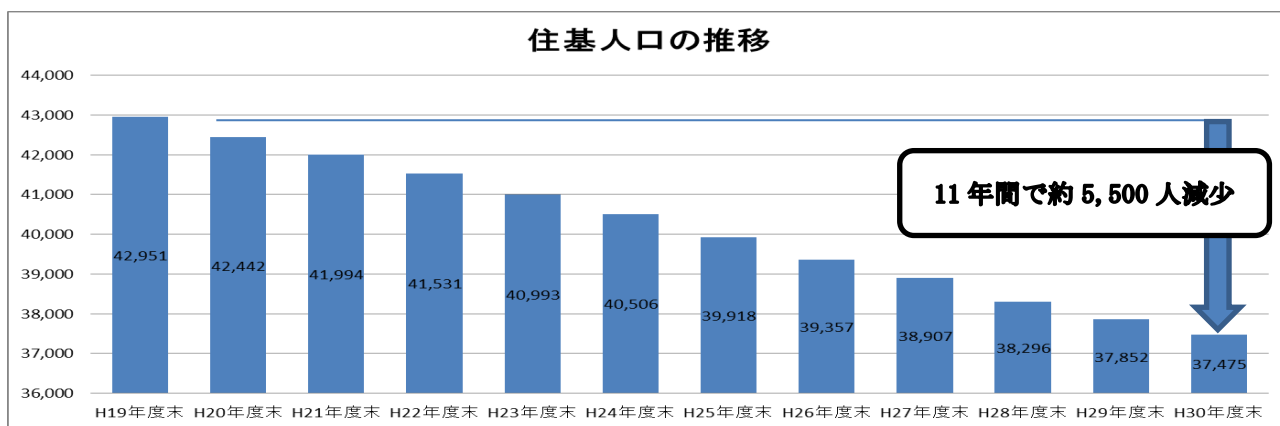
2 地方財政の状況

総務省は、令和2年度地方財政の課題として、少子高齢化に対応した人づくり革命、スマート自治体の推進と水道・下水道の広域化や経営改革など財政マネジメントの強化、防災・減災、国土強靱化などの暮らしの安全・安心の確保の取組を進めるとともに、今後策定予定の新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下においても、引き続き地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう安定的な税財政基盤を確保するとしており、財政運営に必要な一般財源の総額については、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。

地方交付税の概算要求では、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとし、地方団体に交付される地方交付税総額は、前年度よりプラス4.0%の1兆6,207億円としています。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向を踏まえ、修正等を行うこととなり、国の動向を注視する必要があります。

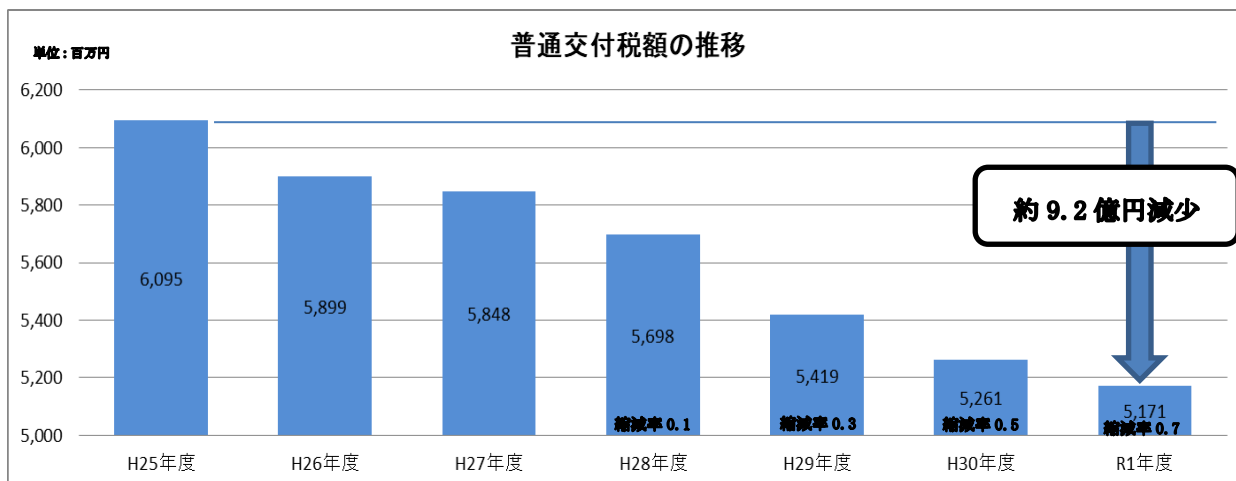
3 みやま市の財政状況と今後の見通し

市財政の根幹をなす市税は、前年度に比べ若干減少しており、交付税の減や少子高齢化・過疎化の進展など本市の財政運営は、引き続き厳しい状況にあります。本市の人口（住基人口）は、平成31年3月31日現在で37,475人となっており、年間で約500人減少しています（下記グラフ参照）。この人口減少に歯止めをかける取り組みが本市喫緊の課題であります。



一方、平成30年度普通会計決算によると、本市の自主財源比率は30.1%で、県下27市中25番目に位置しています。また、財政の総合的指標である「経常収支比率」は、前年度より1.9ポイント悪化し91.4%と財政の硬直化が進んでおり、基金残高においても前年度から約1.7億円減少するなど、財政状況が年々悪化しています。

また、本市の財政構造は、地方交付税に大きく依存する形となっている中で、令和元年度普通交付税は、合併算定替の特例の段階的縮減が影響し、前年度比較で△1.7%（約△0.9億円）減少しています。今後さらに、合併算定替の影響（令和2年度は9割カット）により、一般財源の大幅な減額が見込まれます。合併算定替による令和3年度の普通交付税の影響額は約5.6億円と見込まれ、今後は更に厳しい財政状況が続くこととなります。



このような状況において、少子高齢化、人口流出、農業・漁業・商工業の振興、教育の充実など本市が取り組まなければならない課題は山積しています。また今後、総合市民センター（仮称）や新ごみ処理施設、埋立処分地整備事業など多額の財源を必要とする事業が見込まれています。加えて少子・高齢化の進展による社会保障関係経費や市有施設の修繕、維持管理費など経常的経費も増加傾向にあります。「財源なくして政策なし」とした考えのもとで、徹底した経費の見直しと歳入の確保を強く進めなければなりません。

4 予算編成の基本方針

自主財源比率が極めて低い本市が持続可能な財政状況を維持するためには、長期的視点に立ち「入るを量りて出ずるを制す」とした財政運営と不断の経費節減の取り組みが不可欠です。

よって、本市の令和2年度予算は、第3次行政改革大綱（H30～R4年度）に基づき、事業の緊急性や重要性、事業実施による費用対効果を見極め、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、市民サービスや市民福祉の向上に努めることとします。

一方で、本市における最大の課題は人口減少に歯止めをかけることです。そのため、現在策定している第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の各種施策を推進し、第2次みやま市総合計画（R元～R10年度）における本

市の将来像「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち」の実現に取り組むこととします。

予算の積算に当たっては、今後の国の予算動向や経済情勢は予測しがたい部分もありますが、税制改正をはじめ令和2年度の改正後の制度に基づくものとします。また、市議会の予算、決算審査特別委員会の指摘事項に留意し、予算編成に取り組むこととします。

第2 予算編成要領

1 全般的事項

令和2年度当初予算は、年間予算を編成することとします。年度間を通じて見込まれるすべての収入支出を計上するものとし、年度途中における補正予算は、制度の改正、国県補助金の認定額の変更、災害関係経費等、真にやむを得ないもののみとします。

歳入では、市税、地方消費税交付金、地方交付税などを的確に見積もるとともに、歳出では、社会保障施策の制度改正に留意しつつ、物件費、維持補修費などの増加の影響を最小限に抑えることとします。

2 予算編成の手法

第3次行政改革大綱を踏まえ、限られた予算の中で事業の着実な推進を図るために、昨年度と同様、部単位での枠配分方式による予算編成を行います。

枠配分方式の予算編成は、「枠配分経費（枠内経費）」と「枠配分外経費（枠外経費）」に区分し、枠内経費の一般財源を各部ごとに配分し、その範囲内において、各部の責任で事業を取捨選択し予算編成を行うものとします。詳細は、別紙資料「みやま市枠配分方式予算編成事務要領」を参照してください。

3 予算要求の基準

予算のスリム化・効率化を図るため、既定経費を再点検し、見直しを推進します。義務的経費を含め例外なく点検を行い、単に前年度踏襲による予算要求とせず、課内及び部内において総合的な調整を図り、真に必要性・緊急性の高いものを厳選した予算要求としてください。また行政評価制度を有効に活用し、市民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、その結果に基づいて改善・見直しを行い、優先度を考慮した予算要求としてください。

経費の積算にあたっては、次の基準により精査してください。

- ① 最大の効果を上げるために最小の経費となっているか。
- ② 不要不急なものはないか。
- ③ 類似事業で統合できるものはないか。
- ④ 過剰なサービスになっているものはないか。
- ⑤ 外部委託することにより、経費の節減ができるものはないか。
- ⑥ 公平性の観点から、受益者負担を求めるものはないか。
- ⑦ 行政評価の評価結果を踏まえた予算要求となっているか。
- ⑧ 議会での予算、決算審査特別委員会での指摘事項を考慮しているか。

4 予算要求限度額

令和2年度当初予算の要求にあたっては、以下に掲げる予算要求限度額の範囲とします。

(1) 枠内経費

各部に配分した枠内の額による予算要求とする。

枠内の額は、前年度当初予算の一般財源額と**同額とする**。

(2) 枠外経費

- ・人件費、扶助費、公債費は、年間所要額。
- ・投資的経費は、工事1件ごとの積み上げにより積算することとし、継続的に行っている事業については、原則として一般財源ベースで、**令和元年度当初予算額の範囲内とする**。
- ・ふるさと納税（寄附金）を活用した本市のPRとなる新規事業又は拡充事業（別紙調書を作成すること）。
- ・その他政策的経費及び新規のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業は、その所要額。

<消費税増税の取扱い>

- ・令和元年10月に実施された消費税率引き上げ（8%→10%）への対応については、上記範囲内で対応することとする。

5 歳入に関する事項

歳入については、収入が確保されて初めて支出が可能となることを再認識し、最大限の収入を確保出来るよう努めることとします。国・県の制度改正の動向などを十分把握し、年間を通じて見込まれる収入の全額を計上してください。

なお、歳入全般について市民負担の公平性の観点などから滞納が生じないよう特段の配慮をするとともに、徴収率の向上、滞納整理、不能欠損の防止、受益者負担の確保に努めることとします。

(1) 市 税

市税は一般財源の根幹であり、課税の均衡と負担の公平に期すること。自主財源の確保が本市の最重要課題であることから、課税客体、課税標準の的確な把握と徴収率の向上、滞納整理に努め、最大限の収入を確保すること。

(2) 分担金及び負担金

法令等の定めによる応分の負担額を計上すること。また個人に対し賦課徴収されるものについての徴収率の向上を図ること。また滞納については、特段の配慮をすること。

(3) 使用料及び手数料

負担の公平を期する見地から適正な単価を検討するとともに、過去の実績を勘案の上、確実な収入見込額を計上すること。また滞納があるものについては、その整理について特段の配慮をすること。なお、消費税率引上げが令和元年10月に実施されており、見直しを行っていない使用料、手数料については、第3次行政改革大綱を踏まえ、見直しを検討すること。

(4) 国県支出金

国の予算編成、制度改正の動向に十分留意の上、過大見積りや年度途中における大幅な補正が生じないように配慮し、適正な額を計上すること。また国、県の制度変更等については情報収集に努め、予算へ反映させること。

補助事業であっても補助残は市負担であることに留意し、事業効果や必要性等考慮し計上すること。

(5) 財産収入等

土地、建物、不用物品等全般について、現況を的確に把握し、未利用財産

の早期処分による財産収入の確保や広告料収入などの新たな財源の確保に努めること。

(6) 市 債

後年度の財政負担を特に考慮し適債事業の選択に努めることとし、原則として後年度元利償還について交付税措置がなされるもののみを計上すること。

6 歳出に関する事項

施策や事業の選択にあたっては、優先順位を十分に検討し、限られた財源の効率的、効果的な配分を図ることとします。特に管理的経費については、聖域を設けることなく徹底した経費の見直しを行うこととします。

(1) 義務的経費

① 人件費

常勤特別職及び一般職に係る給与関係経費については、令和2年1月1日現在の現員給を基礎とし、総務課により一括計上すること。また、働き方改革を推進するため、時間外勤務については、極力勤務時間内に対処できるよう事務の効率化に努めること。再任用職員については、各課の勤務状況等を十分に勘案し、適切な配置等に努めること。委員報酬については、審議会等の開催回数を精査し、必要最小限とすること。

令和2年4月より会計年度任用職員となる嘱託職員、臨時職員、その他委員等については、一旦、総務課にて一括計上を行うため、別途会計年度任用職員予算要求調書（後日配布）を総務課へ提出すること（今後の予算執行等については、別途協議する予定）。

② 扶助費

多額の過不足が生じないよう制度の動向や措置対象を十分調査の上、適正な見積りを行い、決算における過度な不用額の発生や年度途中における大幅な補正をすることがないよう特に配慮すること。

(2) 管理的経費

① 賃 金

令和2年度より、7節賃金は廃止となるため、電算入力を行わないこと。

② 旅 費

目的達成のための必要最小限の人員と回数によること。行政委員会の委員による大会参加旅費は、原則として隔年による九州大会の参加及び県内の研修会参加を認めるものとする。また航空運賃旅費はできる限り低価格のものを購入し、旅行後は実費精算すること。

③ 需用費・役務費

従来の実績のみによる見積りは避け、事務の簡素合理化等により徹底した経費の削減を図ること。特に以下の点に留意すること。

- ・燃料費及び食糧費は、別表に定める単価によること。
- ・追録を必要とする図書は、単行本に切り換えるなどその必要性を再検討すること。
- ・消耗品については一括契約を推進することとし、その単価の抑制に努めること。
- ・光熱水費や電話料は節約に努め、予算の積算にあたっては決算の不用額の状況を精査して行うこと。また、電気料については、みやまスマートエネルギー(株)の利用による予算計上とすること。
- ・印刷製本費はできるだけ庁内印刷とし、節減に努めること。

④ 備品購入費

1件積み上げにより積算することとし、買換えによるものはできる限り修理等を検討し極力後年度購入とすること。特に、公用車購入については、その使用頻度等を十分に検討し、安易に買換え要求を行わないこと。

⑤ 使用料及び賃借料・委託料

既存の契約内容を再検討し、目的達成のための最小経費となるよう努めること。各種計画において、計画年度更新（第2次〇〇計画など）においては、外部委託でなく自前での策定を検討すること。また環境保全や経費節減の観点からも、コピー機使用料の縮減に努めること。

(3) 投資的経費

現下の厳しい財政状況を考慮し、事業の必要性、投資効果、緊急性を優先し、事業を厳選するとともに、後年度の財政負担を十分検討した上で予算計

上すること。なお、投資的経費は一般財源ベースで令和元年度当初予算額の範囲内とすること。

(4) 負担金補助金及び交付金

各種団体の実績報告書等に基づき成果を検証し、多額の繰越金を有する団体に対しては、補助金の必要性及び効果の観点から検討し、休止、削減等の見直しを行うこと。また、一部事務組合負担金、団体に対する運営補助金、協議会・期成会負担金については、団体による自主財源の確保と業務の効率化を特に要請すること。

新規の補助金は、原則認めないこととする。ただし政策的経費、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業に伴う新規補助金を要求する場合は、必ず終期を設けること（原則3年以内）。

7 特別会計に関する事項

特別会計については、基本的に独立採算制を堅持するものとし、今回の予算編成方針に準じ、関連事項に留意して編成することとします。

適正な収入の確保に努め、財政の健全性を維持するとともに、一般会計の繰出しについては、原則として国の定める繰出基準により措置するものとします。

8 予算要求要領

予算要求は、前年度予算を基に電算入力により行います。電算入力後、各課で出力した「**歳入・歳出予算見積書**」を財政課へ提出してください。

9 予算編成日程

予算編成の日程は、概ね別紙「令和元年度予算編成等想定作業スケジュール」のとおりとします。各課のヒアリング日程については、後日調整し財政課より通知します。

各課予算要求書、別紙調書提出期限	12月2日（月）まで
-------------------------	-------------------